

岐阜県森林整備事業検査要領

(平成13年4月2日森第2号農山村整備局長通知)
(平成14年9月2日森第525号農山村整備局長通知)
(平成16年3月12日森整第655号農山村整備局長通知)
(平成17年6月22日森整第181号農山村整備局長通知)
(平成18年6月1日森第196号林政部長通知)
(平成19年10月1日森第496号林政部長通知)
(平成20年10月7日森第635号林政部長通知)
(平成21年4月17日森第109号林政部長通知)
(平成21年6月4日森第282号林政部長通知)
(平成21年9月28日森第535号林政部長通知)
(平成22年9月24日森第483号林政部長通知)
(平成23年10月6日森第527号林政部長通知)
(平成24年6月8日森第337号林政部長通知)
(平成24年12月13日森第740号林政部長通知)
(平成26年5月30日森第270号林政部長通知)
(平成27年5月29日森第308号林政部長通知)
(平成28年6月16日森第300号林政部長通知)
(平成28年11月24日森第649号林政部長通知)
(平成29年4月17日森第51号林政部長通知)
(平成29年11月30日森第543号林政部長通知)
(平成30年4月17日森第182号林政部長通知)
(令和元年5月8日森第387号の3林政部長通知)
(令和2年4月20日森第90号林政部長通知)
(令和3年6月8日森第200号林政部長通知)
(令和5年7月31日森経第310号林政部長通知)
(令和5年11月6日森経第439号林政部長通知)
(令和7年2月3日森経第890号林政部長通知)
最終改正 (令和7年6月30日森経第412号林政部長通知)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 岐阜県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定する森林整備事業の検査（以下「検査」という。）については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林野整第885号林野庁長官通達）（以下「国実施要領」という。）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知。）、岐阜県森林整備事業実施要領（平成13年4月2日森第1号農山村整備局長通知）（以下「県要領」という。）、岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について（平成21年4月17日森第105号林政部長通知）（以下「県要領の運用」という。）によるほか、この要領の定めるところにより行う。

(検査員)

第2条 検査は、検査員が行う。

- 2 検査員は、農林事務所の職員で農林事務所長（以下「所長」という。）が命じた者とする。
- 3 検査は、その信頼性を確保するため、2名以上の体制又はGNSS等の位置情報等を活用して確実に現地検査を行ったことが確認できる体制（1名以上）により実施する。

(検査の方法)

第3条 検査の方法は、原則として書類検査及び現地検査とする。

- 2 書類検査及び現地検査は、申請者ごとに行い、申請のあった施行地1カ所ごとに検査を

するものとする。

3 施行地とは、県要領の運用第1の1の(6)によるもの(以下「施行地」という。)とする。

4 前項の規定にかかわらず、次の1号、2号及び3号に該当する施行地(ボランティア団体等により作業が実施されたものとして申請された施行地及び第5条第2項による再申請の施行地を除く)については、現地検査を省略できるものとする。

ただし、この場合であっても各号ごとに、施行地数で10%を上回る施行地を乱数表等により無作為に抽出して現地検査を行わなければならない。

なお、省略したものは森林整備事業検査調書(以下「検査調書」という。)(別記様式第1号の1、1号の3)にその旨記入するものとする。

(1)間伐及び更新伐は面積にかかわらず全施行地

(2)人工造林、樹下植栽及び更新作業にあつては1カ所1ha未満の施行地

(3)1号及び2号以外の施業にあつては1カ所10ha未満の施行地

5 前項1号の間伐及び更新伐の施行地の抽出は、国実施要領別表1に定める事業規模の要件を満たす施行地のまとまり(以下「森林経営計画単位」という。)の数に応じ、次の方法により行う。

(1) 申請者の1申請に係る森林経営計画単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の10%以上に相当する数の施行地を無作為に抽出する。

(2) 申請者の1申請に係る森林経営計画単位が複数ある場合は、別表により検査する森林経営計画単位を無作為抽出し、無作為抽出した森林経営計画単位内において、1申請に係る総施行地数の10%以上に相当する数の施行地を無作為に抽出する。ただし、抽出した森林経営計画単位において、1申請に係る総施行地数の10%以上に相当する数の施行地を確保できない場合は、森林経営計画単位を追加抽出する。

(3) 前項1号及び2号の無作為抽出において、森林経営計画単位内に搬出を伴う施行地と搬出を伴わない施行地が併存する場合の施行地の抽出に当たっては、それぞれの施行地数の割合に応じて抽出すること。

別表

森林経営計画単位数	抽出する森林経営計画単位数
2～4	2
5～8	3
9以上	4以上

(4) 上記の規定にかかわらず、施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像(中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。)等より申請された場合は、現地での確認を省略できるものとする。

6 第4項及び第5項の無作為抽出は、農林事務所の課長職以上の職員(林業課長及び森林保全課長を除く)が、乱数表等を用いて行うものとする。また、抽出結果とともに抽出を行った職員の氏名を記録し、検査書類に添付すること。

7 現地検査等において、疑義が認められる申請については、前4項から6項を適用しないものとする。

8 「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン(令和7年3月31日付け6林整第893号林野庁森林整備部整備課長通知)」に基づきオルソ画像、GNSS等のデジタル技術を用いた検査を行うことができる。

(立会)

第4条 書類検査及び現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。

2 検査員は、検査に際して、立会人に必要な機械器具、帳簿等を準備させるとともに、受

検に必要な措置をあらかじめ連絡又は通知をするものとする。

（合否の認定）

第5条 検査の結果、補助採択要件に適合しないものであるときは、合格と認めず、不合格である旨を森林整備事業検査不合格通知書（別記様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 抽出した施行地で現地検査の不合格があった場合、不合格となった施行地数が、抽出により現地検査した施行地数の1割を超える場合は、その申請者の当該申請分のうち第3条第4項の抽出の対象となった全施行地の申請を却下する。また、1割以下の場合はその申請者の当該申請分について、再度、第3条第4項及び第5項の規定により抽出した施行地（既に現地検査した施行地を除く）の現地検査を行うものとする。

3 不合格となった施行地及び第2項で却下となった施行地で90日以内（ただし、当該年度内に限る。）に手直しを行ったものについては、別の申請期に再申請できるものとする。

4 前項の手直しが完了したときは、申請者から、森林整備事業手直し完了報告書（別記様式第3号）を提出させ、再度検査するものとする。

（調書の作成）

第6条 検査員は、検査を実施したときは、検査調書を作成しなければならない。

2 現地検査（森林作業道を除く）を実施したときは、施行地ごとに、現地検査野帳（別記様式第4号の1）を作成するものとする。ただし、現地検査野帳の内容を施業図等に記入した場合は、現地検査野帳の作成は省略することができる。

3 森林作業道の検査を実施したときは、森林作業道検査調書（別記様式第1号の2）及び森林作業道現地検査一覧（別記様式第4号の2）を作成するものとする。

4 書類検査（森林作業道を除く）を実施したときは、森林整備事業書類検査結果一覧表（別記様式第4号の3）を作成するものとする。

（復命）

第7条 検査員は、検査を終了したときは検査復命書（別記様式第5号）を作成し、所長に復命しなければならない。

（検査結果報告）

第8条 所長は、検査が終了したときは、森林整備事業に係る検査結果報告について（平成27年5月29日森第441号森林整備課長通知）により、当該検査結果を森林経営課長に報告するものとする。

（検査書類の保存）

第9条 所長は、検査野帳、検査調書等の検査書類及びこれらに類する書類等を期別ごとに一括し、事業の終了の翌年度から起算して5カ年間保存しなければならない。ただし、広葉樹施業に関する書類、特定機能回復事業及び環境保全林整備事業並びに脱炭素社会に貢献する森林づくり事業の書類等は協定期間以上保存しなければならない。

第2章 書類検査

（書類検査の趣旨）

第10条 書類検査は、主として申請書により、その記載内容が本要領及び規則、交付要綱並びに国実施要領で定める採択要件に合致しているか確認することを旨として行う。

（森林所有者及び施行地の地番）

第11条 施行地の森林所有者及び地番を森林経営計画書等により確認する。

2 国実施要領に定める事業主体の合否を確認する。

(事業完了時点)

第12条 事業完了時点の確認は、原則として完了届等事業主体からの届出による事業完了年月日によるものとする。

(面積の照査及び検査)

第13条 面積の検査は、申請面積と測量成果と照査して行う。

- 2 第3条により現地検査の対象となった施行地について、測量成果の再計算を行い、申請面積を確認するものとする。
- 3 空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。

(使用資材)

第14条 苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

- 2 苗木については、林業種苗法(昭和45年5月22日法律第89号)第18条に規定する生産事業者表示票又は配布事業者表示票により、樹種及び数量を確認するとともに、苗木に係る種穂の採取の場所及び苗木の育成の場所が同法第24条の規定に照らして問題が無いことを確認する。なお、林業種苗法第2条第1項に規定する「政令で定める樹種」に該当しない樹種については、前項に準じて確認する。

(保育間伐の確認)

第15条 保育間伐のうち、12齢級を超える林分については、平均胸高直径調査表を作成し、不良木の胸高直径の平均が18cm未満であることを調査野帳等により確認する。

(伐採木の搬出の確認)

第16条 間伐及び更新伐における伐採木の搬出材積については、伐採木を出荷した原木市場などが発行する精算伝票等と搬出材積集計表(県運用別紙様式第5号)に記載された材積と一致するかを確認すること。なお、伐採木の入荷を重量で行っている場合は、針葉樹材にあっては1t当たり1.0m³、広葉樹材にあっては1t当たり0.8m³として換算した材積による。また、架線系による搬出の場合は、搬出状況写真により架線系での搬出がなされたことを確認する。

(除伐、保育間伐、間伐及び更新伐並びに一貫作業の施業間隔の確認)

第17条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては以下のことを確認する。また、次の2号及び3号については、岐阜県森林クラウドシステムにより確認するものとし、過去の施行地との重複が認められる場合は、前回申請の施業図及び箇所位置図と突合し確認する。

- (1) 除伐、保育間伐については、下刈りの交付年度の翌年度の初日から起算して2年以内でないこと。
- (2) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の交付年度の翌年度の初日から起算して5年以内でないこと、並びに一貫作業については、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の交付年度の翌年度の初日から起算して5年以内でないこと。ただし、保育間伐、更新伐にあっては、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合は、この限りではない。
- (3) 当該施行地が経営管理権集積計画の区域内でないこと。

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第18条 国実施要領第10第3号のイ【共通仮設費】において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の1%に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。

- 2 同号のイ【間接費の加算】による施行地においては以下を確認する。

- (1) 当該施行地における社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。

- (2) 当該施行地における現場監督の状況については、実作業者の雇用形態の有無や実質的な管理・監督の有無を、雇用契約書や指示書等により確認する。
- (3) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。

(事業主体の確認)

第19条 事業主体としての要件を満たしていることを以下の書類等により確認する。

- (1) 国実施要領別表4に係る次の書類等
 - ① 森林経営計画、特定間伐等促進計画に基づいて行う場合については、申請者が保有する当該各計画と認定者が保有する当該各計画に齟齬がないことを確認する。
 - ② 間伐、更新伐（森林経営計画に基づく間伐等の施行地のみで国実施要領別表1に定める事業規模の要件を満たす場合を除く）については①に加え集約化実施計画又は森林共同施業団地の設定に係る協定書の写し。
- (2) 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
- (3) 事業主体が、協業体であるものにあつては、議事録、収支関係の書類及び当該事業との関連が分かる書類
- (4) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
- (5) 要間伐森林において施業代行者が行う場合については、当該施業に係る都道府県知事による裁定通知書の写し

(申請書等の確認)

第20条 申請書類につき、前各条のほか次の各号について確認する。

- (1) 委任事項（申請と受領、再委任等）
- (2) 契約関係（受託と契約、分収造林契約）
- (3) 森林所有者から長期の施業委託を受けた森林経営計画認定書
- (4) 森林所有者と受委託契約を締結している申請については、疑義がある場合は電話等で森林所有者に契約の締結を確認する。
- (5) 写真データの日付及び位置情報（第3条に準じて、現地検査箇所とは別に対象施行地を抽出のうえ、少なくとも事業実施前、事業実施後の各1枚について、位置情報を地図上に表示することにより確認する。ただし、写真データに位置情報が記録されていない場合若しくは地図上に表示された地点が施行地外の場合は、現地において施業の有無を確認する。）
- (6) その他要領の規定に照らし必要な事項

(その他確認事項)

第21条 当該事業に係る次の各号について確認する。

- (1) 市町村森林整備計画及び森林整備事業計画等との整合。
- (2) 当該事業に関し、国又は県から補助金の交付を受けた事実及び日本政策金融公庫から資金を借り入れた事実の有無。
- (3) 当該土地が地域森林計画の対象森林であることの確認。また、水田跡地造林については、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可の有無。
- (4) 伐採届又は伐採許可等法令に基づく申請、許認可を要する場合は、その合規性の確認。
- (5) 面的複層林施業にあつては、面的複層林施業協定又は森林環境保全整備事業計画と内容の確認。
- (6) 地方公共団体、岐阜県森林公社、及び木曽三川水源造成公社を除く法人が事業主体（受託事業にあつては委託者）の場合は、別記様式第6号により消費税課税方式を

確認すること。

- (7) 市町村が森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く）以外の事業を請負に付して実行した場合には、その実行経費を確認すること。
- (8) ボランティア団体等により作業が実施されたものとして申請のあったものについては、その内容の確認。
- (9) 2 齢級における下刈りについては、当該施行地で過去に実施された下刈りが 2 齢級において実施されていないことを確認すること。
- (10) 保育間伐、更新伐において、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合は、被害木の本数率が30%以上あることを確認すること。
- (11) 県要領の運用第2の6の（1）のウに規定する過密林間伐については、施行管理表に記載された事前調査結果が、同規定に示す基準を上回っているかを確認すること。
- (12) 更新伐のうち人工林整理伐については、市町村森林整備計画の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に該当する森林でないことを確認すること。
- (13) 鳥獣害防止施設等整備については、当該地域における過去及び現在の被害の状況を確認するとともに、付帯施設等整備として行う場合は、一体的に実施する施業の実施についても確認すること。
- (14) 委託契約（長期委託契約を含む）において森林所有者が作業に従事していた場合は、次の事項について確認すること。
 - ① 森林組合等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。
 - ② 森林組合等が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。
 - ③ 森林組合等が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、森林組合等職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、並びに関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。
 - ④ 森林組合等が森林所有者と締結した委託契約に基づき実施した森林整備事業について、森林組合等は、補助金、森林所有者から委託契約に基づき支払いを受けるべき金額、及び森林所有者が請負者又は臨時雇用者として森林組合等から支払いを受けるべき金額は別に経理されていること。
- (15) 間伐及び更新伐について、森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものについては、森林経営委託契約書等により、確実に森林経営計画の対象森林となることを確認すること。
- (16) 間伐及び更新伐について、隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものについては、当該森林経営計画の森林の経営に関する長期の方針において、森林経営計画の対象森林に取り込む旨を記載していることを確認すること。
- (17) 被害森林整備のうち、森林保全再生整備以外については、被害報告が提出されていることを確認すること。また、森林保全再生整備にあつては、過去10ヵ年の間に当該被害の原因となる鳥獣による被害の報告がなされている箇所が当該林班に含まれていることを確認すること。

第3章 現地検査

（現地検査の趣旨）

第22条 現地検査は、申請内容と現地の状況を照合し、適正に実施されているかを確認することを旨として行う。

（施行地の位置確認）

第23条 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するかについて、標準地の位置情報を GNSS 等で取得するものとする。

(施行区域)

第24条 施行地として認める区域は、当該施業にて取扱う樹木（植栽については植栽木）を包括する区域とする。

(除地)

第25条 除地は、施行地内の事業不可能地であって、1カ所の面積が0.01ha以上ある場合とし、事業面積から差し引くものとする。

なお、除地の面積は森林GIS等航空写真により計測確認することができるものとする。

(申請面積の検査)

第26条 面積の検査は、次のいずれかにより申請の測量成果と照合して行う。

なお、面積の検査はコンパス測量による場合は実測値、GNSS測量による場合は測点の座標値とする。

また、照合結果が、通常の誤差の限度（コンパス測量の場合は角度2度、距離100分の5以内、GNSS測量簿場合は座標値3.000（3m）以内）を超えるときは、不合格とし申請者に再測量を命じるものとする。

- (1) コンパス測量による測量図を用いる場合は、2カ所以上の測線又は対角線の斜距離もしくは水平距離並びに方位角及び高低角を実測し、測量成果と照合する。
 - (2) GNSS測量による場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。
 - (3) 上記(1)、(2)のいずれの場合にあっても、測点のうち少なくとも2点以上についてGNSS等により位置情報を取得する。
- 2 過去の補助金交付申請書で査定を行った図面の場合は、当該査定図面の全域で当該申請に係る施業が実施されていることが確認できれば前項の照合を省略できるものとする。
- 3 国土調査法に基づき測量された地積図を用いる場合は、現地において調査時の測量杭を確認し、当該地番の全域が当該申請に係る施業の実施地域となっていることが確認できれば、前項の照合を省略できるものとする。

(実施本数の検査)

第27条 実施本数の検査は、施行地の面積規模により次項に定められた数の標準地を施行地内の標準とみなされる適宜の場所に設定し、その標準地ごとに、全植栽本数又は実施本数を計測する方法（以下「本数検査法」という。）により実施本数を確認する。なお、本数の査定は、その平均値をもって行うものとする。また、本要領に規定する標準地については、形状を1面の正方形あるいは円形とし、面積は1カ所100㎡以上とする。ただし、列状間伐等特殊な事業地に関してはこの限りでない。

- 2 標準地の設置数は、施行地の面積規模により次のとおりとする。
- (1) 施行地面積1ha未満の場合…1カ所以上
 - (2) 施行地面積1ha以上5ha未満の場合…2カ所以上
 - (3) 施行地面積5ha以上10ha未満の場合…3カ所以上
 - (4) 施行地面積10ha以上の場合…5カ所以上

(施行林齢の検査)

第28条 林齢の検査は、当該施行地の植栽時の調書又は、森林簿、伐根の年輪等により確認する。なお、現地調査で伐根が確認できる場合は、伐根の年輪を確認する。

ただし、各補助事業の要件に対象年齢の定めのない事業は林齢の確認を省略できるものとする。

(人工造林の検査)

第29条 人工造林の検査は、次の各項について確認する。

- 2 植栽本数の検査は、次の1号又は2号のいずれか方法によって行うものとする。

- (1) 本数検査法
- (2) 施行地内の適宜の植列において、植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表（別表1）により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。なお、上記方法による場合は、第28条第2項に準じた箇所数を実施するものとする。
- 3 苗木の樹種及び規格について確認し、書類検査において苗木受払伝票等と照合する。
- 4 枯損率は、第2項に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗木本数／植栽本数により算出する。
- 5 本数の査定については、次の各号により行う。
 - (1) 枯損率が20%未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。
 - (2) 集団的に枯損しているため枯損率が20%以上となる施行地であっても、残余の活着面積が採択基準に達している場合には、その集団枯損の部分の面積を申請面積から除外して、活着部分についてのみ合格を認めることができるものとする。
 - (3) 本数検査の結果、申請本数を上回る場合は、申請本数をもって査定本数とし、申請本数を下回る場合は、その率が10%以内であるときは申請本数をもって査定本数とし、10%を超える場合は再度本数検査を行い、その平均を査定本数とする。
- 6 1 施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

（地拵えの検査）

第30条 地拵えの状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。

（下刈りの検査）

第31条 雑草木の刈払いが、植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかについて検査する。

- 2 薬剤下刈りについては、1 ha 当たりの薬剤の使用量がザイトロン微粒剤相当品で120kg以上、フレノック粒剤10相当品で30kg以上であるかを伝票等で確認する。

（雪起こし及び倒木起こしの検査）

第32条 本数検査法により検査し、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を把握する。補助対象面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

- 2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施行が可能な区域を単位として把握する。

（除伐及び保育間伐の検査）

第33条 除伐については、不用木の除去が、植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかを検査する。

- 2 保育間伐については、不良木の淘汰の本数につき、本数検査法により伐採率（伐採本数／伐採前の生立本数をいう。以下同じ。）を確認し、伐採率で標準地平均30%以上淘汰されているかを検査する。
- 3 広葉樹施業については、事業計画書の内容等から現地の状況を勘案し検査をする。

（伐採木の搬出状況の現地確認）

第34条 間伐及び更新伐における伐採木の搬出材積については、施行地内の伐採率、搬出木の伐根、林地残材等の状況を確認する。

（間伐の検査）

第35条 不良木の淘汰の本数につき、本数検査法により間伐率（伐採本数／伐採前の生立本数をいう。以下同じ。）を確認し、間伐率で標準地平均30%以上淘汰されているかを検査する。ただし、事業実施前の林分が密度管理図上で収量比数が0.95を超える極めて密な状況

であって、急激に疎開することによって気象災等を招くおそれがあるような場合であって、間伐率が標準地平均で30%を下回る場合には、その状況を証する調査野帳等を確認のうえ、間伐率で標準地平均20%以上淘汰されているか確認する。なお、列状間伐により実施した場合は、垂直方向に10m以上、水平方向に残存列と間伐列のまとまりを2組以上含む長さの標準地を設定して間伐率を算定する。

（更新伐の検査）

第36条 整理伐については、天然林を質的・構造的に改善するための適切な作業配慮をもってなされているかを検査し、伐採率が標準地平均70%以下（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）であることを確認する。

- 2 人工林整理伐（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）については、人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかを検査し、伐採率が標準地平均30%以上50%以下であることを確認する。

（枝打ちの検査）

第37条 本数検査法により実施率（実施本数／現存生立本数をいう。以下同じ。）を確認するとともに次の各号について確認する。

- （1）植栽木の生枝の打ち幅が1m以上実施されていること。
- （2）2m以上単価を適用する場合は、打ち高の上端から50cm下がった高さが2mを超えることを確認する。

（樹下植栽の検査）

第38条 植栽本数の検査は、本数検査法により確認するものとする。

- 2 植栽本数については、市町村森林整備計画に定める本数もしくは1,000本のいずれか大きい本数に、伐採率を乗じたものと概ね同等以上であるか確認する。
- 3 枯損率、本数の査定、樹種区分、地拵えについては、第30条第3項から第6項に準ずるものとする。

（更新作業の検査）

第39条 造成目的樹種の育成のために適切な作業配慮をもってなされているかを検査するとともに、次の各号について確認する。

- （1）地表かき起こしにあっては、実施状況を踏査確認する。
- （2）不用萌芽の除去については、切り株から群生した萌芽を1株につき概ね3本残し、この他を芽かき又は伐採して整理してあるかを検査し、実施率を確認する。

（鳥獣害防止施設等の検査）

第40条 シカ防護柵については、シカの移動の制御等を達成できるように適切に設置されているかを踏査確認するとともに、次の各号について確認する。

- （1）実施区域及び施行延長は、申請の測量成果と照合して次のとおり行い、査定は照合結果により行う。
 - ① 2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、測量成果図及び測量野帳と照合する。
 - ② 照合結果が、通常の誤差の限度（方位角及び高低角各2度、距離100分の5）を超えるときは、申請者に再測量を命じるものとする。
- （2）現地において次の基準により任意抽出で検査箇所（延長で10m）を設定し、標準単価表で示すシカ防護柵模式図、資材明細表に基づき、防護柵の規格、材質及び設置状況について同模式図以上の効果が発揮できることを確認する。また、現地で確認が困難なものについては、伝票及び施行状況写真等により確認する。
 - ① 検査箇所設定基準
 - （ア） 施行延長1,000m未満の場合…2カ所
 - （イ） 施行延長1,000m以上1,500m未満の場合…3カ所

(ウ) 施行延長1,500m以上の場合…5カ所

② 防護柵の規格のうち柵の高さ及び網目の大きさについては、次の基準を満たすものであること。

(ア) 防護柵(網)の高さは、180cm以上とする。

(イ) 網目の大きさは、10cm以下とする。

- 2 幼齢木保護材については、標準単価表で示すシカ防除幼齢木保護材模式図以上の効果が発揮できることを踏査確認するとともに、本数検査法により1ha当たりの実施本数を確認する。また、資材については伝票等で確認する。
- 3 忌避剤については、実施状況を踏査確認するとともに、本数検査法により1ha当たりの実施本数を確認する。また、1本当たりの薬剤の使用量が、コニファー水和剤相当品で2ml、ランテクター相当品で1g以上であるかを伝票等で確認する。
- 4 クマ・シカ防除(テープ巻き)については、本数検査法により実施率で1ha当たり300本以上の施行を確認し、1本当たりのテープの巻き幅が50cm以上あるかを確認する。また、資材については伝票等で確認する。
- 5 シカ防除(枝条巻き)については、本数検査法により実施率で1ha当たり300本以上の施行を確認し、設置状況(枝条の長さが概ね50cm以上100cm以内、巻き付ける高さが地際から概ね30cm以上50cm以内、枝条の枝先が下になっており根張り部分が隠れるようになっていること)を確認する。
- 6 シカ防除(ネット等取付)については、本数検査法により実施率で1ha当たり300本以上の施工を確認し、設置状況(ネット等の高さが140cm以上、根張り部分が隠れるように設置されたもの)を確認する。また、資材については、伝票等で確認する。
- 7 シカ防護柵を除く鳥獣害防止施設等の本数の査定については、第30条第5項第3号の規定を準用する。

(荒廃竹林整備の検査)

第41条 本数検査法により1ha当たりの伐採本数を確認するとともに次の各号について確認する。

(1) 森林整備と一体的に実施されていること。

(2) 竹が全て伐採されていること

- 2 本数の査定については、第30条第5項第3号の規定を準用する。

(森林保全再生整備の検査)

第42条 森林保全再生整備における実行経費の算出について(平成26年3月31日付け26林整整第1352号林野庁整備課長通知)に従って実施されていることを確認する。加えて、鳥獣の誘引捕獲にあつては、森林保全再生整備計画に従って実施されていることを確認する。

(花粉発生源植替えの検査)

第43条 立木の伐倒については申請区域内におけるスギ・ヒノキが全面伐採されていることを目視で確認する。搬出集積については第16条、地拵えについては第31条、花粉症対策苗木等による植栽については第30条に準じて、それぞれ確認する。

(一貫作業の検査)

第44条 伐採作業と造林作業の連携等の促進について(平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知)に則り各作業を並行又は連続して実施されていることを確認する。立木の伐倒については申請区域内において対象木が全面伐採されていることを目視で確認する。集材搬出については第16条、地拵えについては第31条、花粉の少ない品種等による植栽については第30条に準じて、それぞれ確認する。

- 2 事業主体等が森林法に基づく主伐の伐採種に制限のある保安林や、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法に基づき一定の行為に制限のある区域等に留意し、下流の人家や道路等へ被害が及ぶおそれがある箇所を避けて申請区域を設定していることを確認する。

(森林作業道の検査)

第45条 森林作業道の現地検査については以下による。

- (1) 施工延長300mにつき1カ所以上（施工延長300m以下の場合は2箇所以上）について、測点間距離、幅員、切土法長及び盛土法長を確認する。ただし、該当箇所が標準断面により査定した箇所の場合は、切土法長及び盛土法長に替えて、地山勾配を確認する。規格値は、測点間距離、幅員、切土法長及び盛土法長については、岐阜県建設工事検査基準の別表2「出来高検査基準及び規格値」の「林道土工」に準じるものとし、地山勾配については、適用した標準断面単価の勾配以上とする。
 - (2) 縦断勾配については、ハンドレベル又はポケットコンパスにより、岐阜県森林作業道作設指針に定める縦断勾配の目安値以内であることを確認する。
 - (3) 森林作業道作設指針に基づき、切土・盛土勾配、縦断勾配、法尻の処理方法等が適正に行われていることを確認する。
 - (4) 縦断勾配について、14度以上の急勾配区間が作設されている場合は、その区間が30m以内であることを確認する。
 - (5) マサ土区域で作成されている場合は、縦断勾配が4度（7%）以下となっていることを確認する。
なお、縦断勾配が上記を超える場合、対応策を検査様式等に記載すること。
 - (6) 簡易構造物等については、出来形管理図により出来形数値以上であることを確認する（明視できない箇所については併せて写真により確認する）。
 - (7) GNSS等により、少なくとも起点と終点の位置情報を取得する。
 - (8) その他、施工区間全体において、岐阜県森林作業道作設指針に適合していることを目視等により確認する。
 - (9) 現地検査の際、検査とは別に、岐阜県作業道等開設研修実施要領（平成21年11月24日付森第667号森林整備課長通知）による研修修了者の開設に係る知識や技術について、安全管理チェックリスト（別記様式第7号）により確認する。確認した結果、3項目以上該当する場合は別記様式第8号に取りまとめ、管内事業分を翌年度の4月末日までに課長に提出する。
- 2 出来高と査定が相違する場合は、出来高設計書上に査定を朱書きする。
 - 3 標準断面単価以外で査定した箇所は、施工機械を工事中の写真等で確認し、岐阜県森林作業道実施基準（平成23年6月2日付け森第289号林政部長通知）第10の3の基準よりも施工単価が安価な機械を使用し工事を行っていた場合は、実際の施工機械により事業費算出を行うこと。
 - 4 施工内容と関係書類等（出来形管理図、工事日誌、納品伝票等）の整合について確認すること。

（施業図の照査）

第46条 施業図については、当該施行地及びその周辺林地の林況の概要等の記載の可否を照査する。

（施業図等への記入）

第47条 現地検査で確認した次の各号について施業図に朱書きで記入する。

- (1) 検査した測線及び測点
- (2) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

（写真）

第48条 検査時における、検査状況（測量成果、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGPS等による位置情報が記録されたものとする。

- 2 写真を撮影するに当たっては、施行地を判別できるように施行地の所在等を記した黒板等を設置する。

（森林経営課による調査）

第49条 森林経営課長は、必要に応じ、事業の実施状況を確認するための調査を行うことができ

るものとする。

(その他)

第50条 ここに定めのない事項は森林経営課長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は平成13年度事業に係る分から適用する。
- 2 岐阜県造林補助事業竣工検査内規（平成12年2月15日森第763号農林水産局長通知）は平成12年度をもって廃止する。
- 3 この要領は平成14年度事業に係る分から適用する。
- 4 この要領は平成16年度事業に係る分から適用する。
- 5 この要領は平成17年度事業に係る分から適用する。
- 6 この要領は平成18年度事業に係る分から適用する。
- 7 この要領は平成19年度事業に係る分から適用する。
- 8 この要領は平成20年度事業に係る分から適用する。
- 9 この要領は平成21年度の審査に係る分から適用する。
- 10 この要領は平成22年度事業に係る分から適用する。
- 11 この要領は平成23年度予算事業に係る分から適用する。
- 12 この要領は平成24年度事業に係る分から適用する。
- 13 この要領は平成24年10月26日以降に実施する事業から適用する。
- 14 この要領は平成26年度事業に係る分から適用する。
- 15 この要領は平成27年度事業に係る分から適用する。
- 16 この要領は平成28年6月30日以降に実施する審査から適用する。
- 17 この要領は平成28年12月1日以降に実施する審査から適用する。
- 18 この要領は平成29年度事業に係る分から適用する。
- 19 この要領は平成29年11月30日以降に実施する審査から適用する。
- 20 この要領は平成30年4月17日以降に実施する審査から適用する。
- 21 この要領は令和元年5月8日以降に実施する審査から適用する。
- 22 この要領は令和2年度事業にかかる分から適用する。
- 23 この要領は令和3年度事業にかかる分から適用する。
- 24 この要領は令和5年度事業にかかる分から適用する。
- 25 この要領は令和6年度事業にかかる分から適用する。
- 26 この要領は令和7年6月30日以降に実施する検査から適用する。